

その他制度の見直し・拡充

◆基礎控除、給与所得控除の引き上げ

物価上昇局面における税負担の調整及び「年収の壁」への対応の観点から、所得税の基礎控除及び給与所得控除の引き上げが行われます。令和8年分・令和9年分については特例措置が設けられ、課税最低限が178万円に引き上げられます。

<恒久措置>

- 令和8年分以後の所得税合計所得金額が2,350万円以下である個人の所得税の基礎控除額が58万円から62万円（4万円加算）に引き上げられる。（個人住民税については、基礎控除の改正は行われない。）
- 給与所得控除について、最低保障額が65万円から69万円（4万円加算）に引き上げられる。（個人住民税についても引き上げられる。）

<特例措置>

- 令和8年分・令和9年分限定で、合計所得金額が489万円以下である場合には、基礎控除の控除額に42万円が加算（現行：令和8年分は合計所得金額に応じて5万～37万円、令和9年分は合計所得132万円以下のみ37万円加算）される。
- 合計所得金額が489万円超655万円以下である場合には、基礎控除の控除額に5万円が加算（現行：令和8年分のみ5万円加算）される。
- 給与所得控除の最低保障額に5万円が加算される。（個人住民税についても引き上げられる。）

■控除額の変更

控除額の変更	改正前	改正後	引上げ幅
ひとり親控除額（※）	35万円	38万円	+3万円
家内労働者特例の最低保障額	65万円	69万円	+4万円

（※）ひとり親控除額の引上げについては、令和9年分以後の所得税について適用する。

■所得判定基準の引き上げ

所得要件の変更	改正前	改正後	引上げ幅
配偶者控除・扶養控除の所得要件	58万円以下	62万円以下	+4万円
障害者控除の所得要件	58万円以下	62万円以下	+4万円
寡婦の扶養親族所得要件	58万円以下	62万円以下	+4万円
勤労学生控除の所得要件	85万円以下	89万円以下	+4万円
ひとり親控除の子の所得要件	58万円以下	62万円以下	+4万円



◆住宅ローン控除等の5年間延長と見直し

住宅ローン控除の適用期間が令和12年まで5年間延長されるとともに、子育て世帯等への借入限度額の上乗せ措置が既存住宅にも拡充されます。また、令和10年以後はZEH水準省エネ基準を満たさない新築住宅や災害危険区域等内の新築住宅が適用対象外とされます。

◆食事支給に係る非課税限度額の引き上げ

- 使用者からの食事の支給に係る非課税限度額について、使用者の負担額の上限が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。
- 深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

KAWANO PRESS

令和8年
5月1日発行

No. 99

発行元：

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

Tel : 0836-33-6717

Fax : 0836-33-6753

Mail : info@ubc-net.com

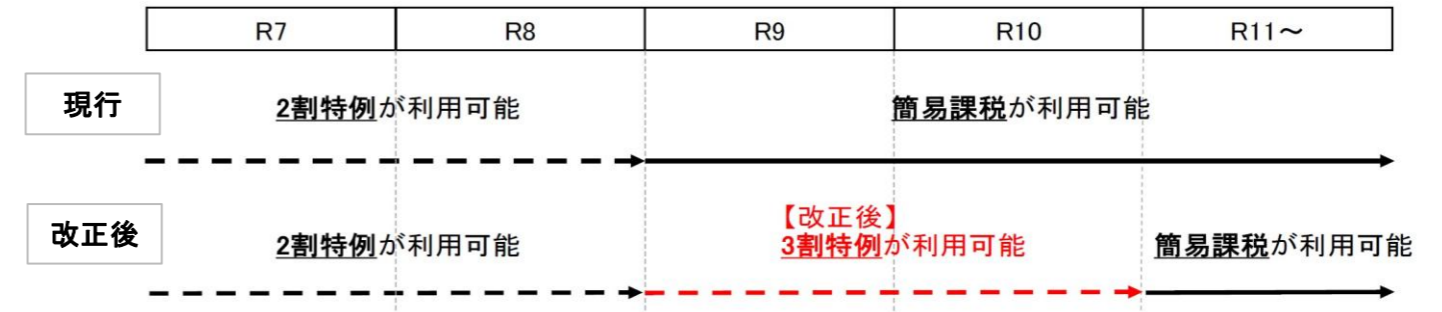
URL : https://www.ubc-net.com

令和8年度税制改正<消費課税>

令和8年度税制改正では、小規模個人事業者の消費税負担を緩和するため、新たな税額控除に向けた経過措置が導入されます。制度移行期の不安を和らげ、事業継続を支える狙いが込められています。

小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

インボイス制度導入に係る事業者の事務負担に配慮しつつ、制度の社会的な定着を図る観点から、個人事業者である適格請求書発行事業者について、経過措置に関する見直しが行われます。



- 3割特例…免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となる課税期間に限り、課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその消費税額の3割とすることができる特例。
- ①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間の確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用可能。

適用時期

- 令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間について適用されます。
- 令和8年10月1日以後に終了する課税期間から適用されます。



令和8年度税制改正＜法人課税＞

令和8年度税制改正では、中小企業や個人事業主の負担軽減と成長支援が軸となり、少額減価償却資産の扱い見直しや賃上げ促進税制の強化が事業運営を後押しする内容となっています。

少額減価償却資産の損金算入制度の見直し（中小企業・個人事業）

主要な対象資産の価格動向等を踏まえ、中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例に係る取得価額上限が30万円未満から40万円未満へと引き上げられ、適用期限が3年延長されます。

<現行制度の概要>

中小企業者等が、30万円未満の減価償却資産（貸付けの用に供したものを除く）を取得した場合、取得価額の合計額300万円を限度に取得時に全額損金算入を認める制度。

【対象となる中小企業者等】

次の中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものうち、常時使用する従業員の数が500人以下（特定法人[注1]については、300人以下）の法人。

対象法人	<ul style="list-style-type: none"> 期末資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
対象外法人	<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式の1/2以上が同一の大規模法人※に所有されている法人 発行済株式の2/3以上が複数の大規模法人※に所有されている法人 ※大規模法人とは、資本金もしくは出資金の額が1億円を超える法人、大法人による完全支配関係がある法人、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人をいう。 適用除外事業者（前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人）に該当する法人 通算法人

[注1]①期首資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人②通算法人③相互会社④投資法人⑤特定目的会社

[注2]中小企業者等に該当するかどうかの判定は、原則として少額減価償却資産の取得・事業供用日の現況による。

<改正内容>

- 対象となる減価償却資産の取得価額を30万円未満から40万円未満に引き上げ。
- 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。



改正概要 【適用期限：令和10年度未まで】

※赤字が改正箇所

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計金額は変更ありません！！

← 合計300万円まで

出典：令和7年12月 経済産業省「令和8年度 経済産業関係 税制改正について」を基に一部加筆修正

適用時期 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得、事業供用した資産に適用されます。

賃上げ促進税制の見直し（大企業・中堅企業・中小企業・個人事業）

物価高を超える賃上げの実現に向け、大企業向け措置は適用期限を待たずに廃止、中堅企業向け措置は、一定の見直しの上適用期限で廃止され、**中小企業向け措置に特化されます**。教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件についても廃止されます。

- 全法人向けの措置は、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止。
- 中堅企業向け措置は、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、一定の見直し。
- 教育訓練費を増加させた場合の控除率上乗せ要件は、令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度までで廃止。
- 法人事業税に係る外形標準課税における給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しを行う。
 - 適用対象を、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人（中堅企業）に限定。
 - 適用要件を、継続雇用者給与等支給額の増加割合が対前年度比4%以上（現行：3%以上）へ引き上げ。

改正概要

	改正後				改正前					
	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
中堅企業※1	+4%	10%	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%			+4%	25%				
	+6%	25%								
中小企業※2	+1.5%	15%	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%			+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

出典：令和7年12月 経済産業省「令和8年度 経済産業関係 税制改正について」

◇山口県賃金引き上げ応援奨励金◇

山口県では、物価高騰に対応し人材確保を支援するため「賃金引き上げ応援奨励金」を実施しています。令和8年度からは年齢制限がなく、パート労働者も対象となるなど制度が大幅に拡充されました。従業員の賃金を一定率以上引き上げた事業所に、1人あたり5～15万円（パートは5万円）を交付します。働きやすい職場づくりを進める企業の皆さまに活用いただける制度です。

なお、予算には上限があり、上限に達した場合は受付が早期終了します。

※詳細は山口県ホームページ等をご確認ください

